

しやり
斜里川水系河川整備計画

平成 21 年 3 月

北 海 道

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域および河川の概要

斜里川は、その源を斜里町、清里町の境界に位置する斜里岳(標高 1,545m)に発し、札鶴川、エトンピ川等の支川を合わせて清里町を貫流し、さらに猿間川等の支川を合流しながら、斜里町市街地でオホーツク海に注ぐ流域面積 565.6 km²、流路延長 54.5 kmの二級河川である。

斜里川の名前は一説によると、アイヌ語のサルンペツに由来し「葎原にある川」の意と言われている。

流域は斜里町と清里町にまたがり、人口は平成 12 年度の調査時点で 2 町合わせて 2 万人弱となっており、昭和 50 年頃から徐々に減少傾向である。世帯数は斜里町では増加傾向であり、清里町では、ほぼ横ばい状態となっている。

また、土地利用状況は約 8 割が山林を占め、針広混交林を主とする天然林や人工林などの森林資源に恵まれており、国有林、公有林や私有林として森林経営が行われている。川沿いの平坦地には小麦や馬鈴薯およびビートなどを主体とする畑地や、牧草地として利用されている。上流部や中流部では札弦地区および向陽地区などに清里町の市街地や集落が形成され、また下流部には斜里町市街地が広がり、両町における社会・経済の基盤をなしている。

斜里川流域の気候は、背後に連なる知床連山と流氷が、この地方特有の気象現象をもたらす。夏には最高気温が 30 を超え、冬は流氷の接岸する 1 月中旬以降、冷え込みが厳しく、最低気温は零下 30 近くになる。また、北海道でも最も雨が少なく、流域内に位置する斜里町の年平均降水量は約 850mm である。なお、年平均気温は約 6 である。

流域の地質は、斜里岳は輝石安山岩きせきあんざんがんを主とする火山で、その火成活動は洪新世から沖積世にかけて行われたもので、現在では死火山である。周辺の山地も第四紀層の輝石安山岩や安山岩質集塊岩などで構成されており、その上に中腹から山麓にかけて軽石、または火山灰等の火山降灰物を載せている。

斜里川沿いの低地には、沖積世の砂礫、砂、粘土、泥炭などから成る未固結堆積物が分布している。海岸線には標高 20～30m で緩くうねった砂丘が広く連なり、ハマナスなどの美しい姿が見られる。

斜里川の水利用は、工業用水のほか、約 13,600ha のかんがい用水等に利用されている。また、オシロコマやイトウが生息し、サケやカラフトマス、サクラマス（ヤマメ）が遡上するなど流況は良好で、過去に渇水被害などは発生していない。

流域周辺の景観・観光については、斜里川上流域には男鹿の滝おしかたき、さくらの滝などの自然景観に恵まれ、摩周湖ましゅうこの伏流水からできている神の子池かみこいけがあり、多くの人々が訪れている。

また、支川猿間川上流域には斜里岳に降った雪や雨が湧き出す池があり、「名水 来運らいうんの水」として多くの人々が訪れている。流域東部の海岸線沿いには以久科原生花園いくしながあり、開花時期には訪れる観光客などの目を楽しませている。

斜里川流域の交通網については、主要幹線道路として、網走市あぼしりしと斜里町しべつちょうを結び標津町方面に至る国道 244 号と美幌町びほろちょうとウトロ方面に至る国道 334 号がある。また、斜里川沿いを走る町道美咲幹線みさき、道道摩周湖斜里線ましゅうこ、道道斜里停車場美咲線および道道越川こしかわ・中斜里停車場線などがある。鉄道としては、釧路市と網走市を結ぶ JR 釧網本線が横断している。斜里町は交通上の要所として発展し、諸官庁の出先機関や公共施設が多く、その大部分が斜里市街地に集中していることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。



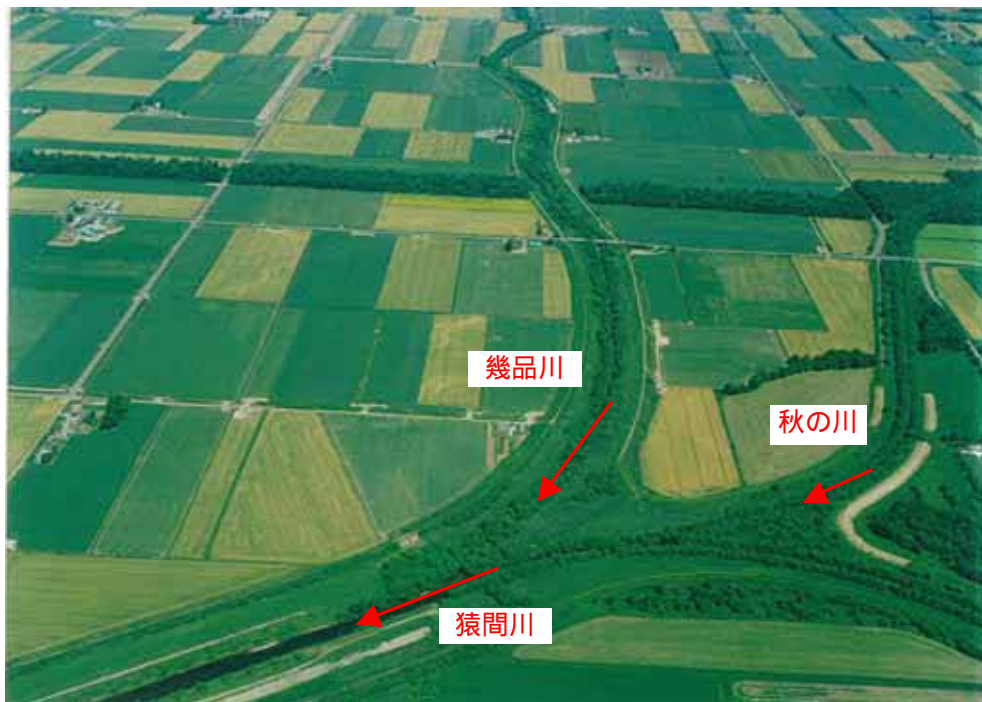
斜里川水系 整備計画区間の全容(河口付近から上流を望む)



斜里川と猿間川の合流点付近



幾品川（以久科橋上下流付近を望む）



猿間川（幾品川、秋の川合流点付近）

第2節 河川整備の現状と課題

1. 治水の現状と課題

(1) 現 状

治水事業着手前の斜里川水系は、河川断面が狭小で蛇行が著しかったことから、氾濫を繰り返し、多大な被害が生じていた。昭和16年9月の洪水により、耕地等の浸水面積2,971ha、浸水家屋197戸という大きな被害を受けた。このため、河口地点における計画高水流量を700m³/sと定め、昭和17年より斜里川および各支川において河川改修事業を実施することとなったが、第2次世界大戦の激化に伴い休止に近い状態となった。

その後、昭和26年度に入り本格的な改修を再開し昭和28年度までに猿間川のショートカットを完成させたのを初めとして、昭和32年までに斜里川の堤防を施工、さらに猿間川、幾品川、秋の川の堤防を施工し、昭和38年度に事業が完了した。

その後昭和50年8月、56年8月の洪水を契機として、河口における計画高水流量を1,100m³/sと定め、平成元年より河川改修事業に着手し、斜里川本川は、河口から猿間川合流点までの約2.4kmの工事が施工されている。また、支川猿間川は幾品川^{いくしな}合流点下流までの約3.5kmの区間が暫定断面で施工されている。



斜里川河口付近



斜里川 JR 橋上下流

(2) 課題

近年においては、平成4年9月に斜里川をはじめとし、各支川の氾濫により、斜里市街地から川上・羅崩地区^{かわかみ らむい}にかけ浸水面積1,154ha、浸水家屋2,183戸という甚大な被害をもたらし、国道、道道、町道およびJR釧網線の冠水被害も発生していることから、河川改修による浸水解消が急務となっている。



平成4年9月の豪雨による斜里市街地の浸水状況

(斜里川)

斜里川は、猿間川合流点から上流において、想定される流量を流下させるために必要な河積が確保されていないため、近年洪水で大きな被害が発生している。そのため、早急に治水安全度を向上させる必要が生じている。



平成4年9月の豪雨による羅崩地区の浸水状況(斜里川)

(猿間川)

猿間川は斜里岳からの恵みによる湧水にその源を發し、斜里町采^{らいうん}運、中斜里、および豊倉^{とよくら}地区などの農耕地を流下し、斜里川に合流する流域面積 175km²、流路延長 7.5km の二級河川である。

猿間川の名前の由来はアイヌ語の「サルパ・オマ・ナイ(斜里のしもにある川の意)」に由来すると言われている。現在の位置に切り替えられる以前は、斜里市街地で斜里川に合流していた。

猿間川の改修工事は、斜里川合流点から幾品川合流点まで暫定改修が行われているが、その上流部である幾品川、秋の川合流部の河積拡大や平面線形改良による洪水疎通能力の確保および瑞穂橋上流の無堤区間の解消が課題となっている。そのため、早期に治水安全度を向上させる必要が生じている。

(幾品川)

幾品川は斜里岳と瑠^る邊^{べす}斯^す岳にその源を發し、斜里町越^{こしかわ}川、および以^い久^く科^{しな}地区の農耕地を流下して猿間川に合流する流域面積 79.3km²、流路延長 11.5km の二級河川である。幾品川の由来はアイヌ語の「エ・クシナ・ペツ(そこを・突き抜けている・川の意・山の際まで突き抜けている川)」に由来すると言われている。

幾品川は唯一、河床が砂礫で構成された河川であり、魚類等の生息環境上も重要な位置を占めている反面、上流河道内の氾濫原などからの砂礫堆積物が猿間川合流部に堆積し、河積阻害の原因の一因をなしていることから、洪水疎通能力の確保とあわせて土砂の流出抑制が課題となっている。そのため、早期に治水安全度を向上させる必要が生じている。

(秋の川)

秋の川は斜里岳にその源を發し、斜里町富士地区の農耕地を流下して、猿間川に合流する流域面積 42.2km²、流路延長 3.0km の二級河川である。幾品川、秋の川、および猿間川にかけて低平地が広がっており、出水時における洪水の疎通能力の確保や、下流部の無堤区間の解消と併せて、堤内地側に湛水する雨水などの排除、いわゆる内水処理が課題となっている。そのため、早期に治水安全度を向上させる必要が生じている。

2. 河川の利用および河川環境の現状と課題

(1) 現 状

斜里川の水利用については、農業用水(約8.83m³/s)として約13,600haの耕地のかんがいに利用されているほか、発電用水(約1.25m³/s)、工業用水(約0.82m³/s)、養魚用水(約1.79m³/s)および斜里町・清里町の水道用水(約0.10m³/s)の水源として利用されている。

また、沿岸漁業の主要な対象であるサケ・マス資源を確保するため、毎年、サケ、サクラマス(ヤマメ)等の稚魚の放流も行われている。河口から上流約1.2km地点にはウライ施設があり、サケ等の捕獲が行われている。

支川エトンビ川は北海道内水面漁業調整規則に基づく資源保護水面に指定され、5月1日から12月31日までの間、ヤマベ(和名:ヤマメ)の捕獲が禁止されている。

猿間川上流域には、斜里岳に降った雨や雪が湧水となって湧き出す池があり、「名水、来運の水」として多くの人々が訪れている。



サクラマス(ヤマメ)



名水 来運の水

水質に関してみると、斜里川水域は生活環境の保全に関する環境基準の類型指定がなされており、斜里川下流部(河口からペーメン川合流点まで)はB類型(ただし支川エトンビ川はA類型)、中流部(ペーメン川との合流点から札鶴川との合流点まで(ペーメン川を含む))にかけてはA類型、上流部(札鶴川合流点から上流域(札鶴川を含む))はAA類型の指定を受けている。近年(平成8年~平成17年)のBOD75%値の平均は、下流部の斜里捕獲場で1.5mg/l、中流部の9線橋地点では0.7mg/l、上流部の長栄橋地点では0.6mg/lであり、環境基準を達成している。

斜里川上流部は緑豊かな河畔林に覆われている。河岸から背後の山地にかけてミズナラ・エゾイタヤ・エゾマツ・トドマツなどの針広混交林が広がり、標高1000mから山頂にかけて貴重な高山植物群落を擁する斜里岳へと続く。その豊かな森林環境を反映して、ヒグマ、エゾシカやエゾアカゲラ等の森林性動物が多く生息する。

斜里川は、上・中流部では山間部を大きく蛇行して流れ、河道には大きな礫が露出して瀬や淵が連続し、渓流域の様相を呈する。その流れの中には、清流域を好むサクラマス（ヤマメ）やオショロコマなどのサケ科魚類が生息している。清里町札弦市街地上流には高さ3.7mほどの「さくらの滝」があり、サクラマス（ヤマメ）がこの滝を飛び越えようとジャンプする姿が見られる。



さくらの滝

ヤナギ類やハルニレをはじめとした豊かな河畔林は、ミズナラやシラカンバなどの広葉樹が広がる背後の山地にまで連続しており、コアカゲラなどのキツツキ類も河畔林を営巣地として利用している。また河岸にはカワセミの営巣に適した土壁も多く、毎年繁殖を繰り返している。

さらに、ワレモコウ類を食草とするゴマシジミといった昆虫類の生息も確認されている。

下流部には扇状地が形成され、本川は農地及び市街地を貫流した後オホーツク海に注いでいる。農地部での勾配は比較的急で蛇行も激しいが、市街地周辺部では勾配も緩やかとなり、過去の河川改修により直線的でやや単調な河相を呈している。

河川周辺の植生は、流水部には清流域の水生植物であるバイカモが生育し、水際部にはヨシやタチヤナギ、また、高水敷部にはオオヨモギなどの草本類およびヤナギ類、ハルニレ、ケヤマハンノキなどの樹木が繁茂している。

鳥類ではカワセミが採餌のため河畔林を利用しており、また、河口の入り江付近はオオハクチョウ、ガン・カモ類など水鳥が採餌場、休息場として利用している。魚類については、イトウ、イバラトミヨ、オショロコマ、ウグイなど多様な魚類が生息している。

斜里川は、サケ、カラフトマス、サクラマス（ヤマメ）の捕獲数が全国一になったことがあるなど、水産資源量も豊富な河川である。



イトウの稚魚



カワセミ

(2)課題

河川の水質に関しては、それぞれの水域で指定された類型の環境基準を達成しているが、今後も関係機関と連携し、水質の把握を継続していく必要がある。

水の利用に関しては水道用水、工業用水（でんぷん製造、精糖）を主体として、支川を中心に広範囲に利用されているが、過去に取水に支障をきたした事例はない。

河川環境に関しては、流域の大部分が山地で占められている斜里川は、豊かな水量や良好な水質や連続する緑によって、生物の貴重な生育・生息環境を提供し、自然豊かな水辺の生態系を形成している。流域内の貴重な動植物を保全するためにも、今後もこれら自然環境に配慮した川づくりが必要である。

（斜里川）

斜里川は、河川を横断する構造物が少なく、河畔林などの自然環境に恵まれ、蛇行部に瀬や淵が形成され、魚類等の生息しやすい河川であるが、河床砂礫の流出などにより河床の一部に泥炭が確認されている。サケ、サクラマス（ヤマメ）等の稚魚の放流河川であることから、稚魚や親魚の生育環境や河岸植生の保全や復元という観点から、整備を行う必要がある。

また、蛇行部や山付き部で自然度の高い、生態系上重要な区間の保全などに配慮した川づくりが必要である。

(猿間川)

猿間川は、河床材料が、主として砂泥や泥炭で構成されている。河岸植栽の実施や水制工などの設置により、河岸から高水敷にかけて植生の回復や瀬や淵の形成などがみられるため、魚類等の生息環境として改善されているが、産卵場として必要な河床砂礫の堆積が少ない。

イトウの稚魚などが確認されており、魚類の生息環境の保全や復元に向け、河岸植生との連続性を持った砂州の形成などが重要となる。

(幾品川)

幾品川は河床材料が砂礫で構成され、サケ、サクラマス(ヤマメ)等の産卵床がほぼ全域で確認されている。また、両岸にそって河畔林が連続し、豊かな自然環境を形成しており、カワセミやオジロワシなどが小魚やサケ、サクラマス(ヤマメ)等を採餌する姿などが確認されている。

現状では河床低下に伴う河床材料の流出がみられ、サケ、サクラマス(ヤマメ)等の産卵環境に影響を及ぼす恐れがあるため、河床材の流出防止に特に留意する必要がある。

また、河畔林の保全や背後の防風保安林との連続性の確保にも配慮する必要がある。

(秋の川)

秋の川は、河床材料が、主として砂泥や泥炭で構成されているものの、サケ、サクラマス(ヤマメ)等の遡上や水辺周辺に生育するヨシの周辺においてイトヨなどの生息が確認されている。また、両岸に沿っては、河畔林が連続し、貴重な水空間を形成している。支川豊里川付近では、天然記念物であるオジロワシの営巣木が確認されている。

川づくりにおいては、魚類の生息環境およびオジロワシの営巣環境などに配慮し、現況河畔林の保全や工事の実施による影響などについて十分留意する必要がある。

第3節 河川整備計画の目標

1. 河川整備計画の対象区間

斜里川水系河川整備計画の計画対象区間は、表 1-1 および図 1-1 に示す北海道知事管理区間である河口から上流 L=60.1km（支川を含む）とする。

表 1-1 計画対象区間一覧表

河川名	計画対象区間		
	上流端	下流端	延長(km)
斜里川	左岸：斜里郡清里町青葉 82 番地先 右岸：同 札弦川向 155 番地 (札鶴川合流点)	海	29.4
猿間川	左岸：斜里郡斜里町字中斜里 76 番の 1 地先 右岸：同 68 番の 3 地先(平和橋)	斜里川への合流点	7.5
幾品川	ポンイクシナベツ川合流点	猿間川への合流点	11.5
秋の川	斜里郡斜里町字以久科南 185 番地先 (西四線秋の川橋)	猿間川への合流点	3.0
エトンピ川	左岸：斜里郡清里町江南 399 番地先 右岸：同 101 番地先 (カクレノ沢川合流点)	斜里川への合流点	6.7
チエサク エトンピ川	斜里郡清里町江南 125 番 1 地先の 町道一線橋	エトンピ川への 合流点	2.0

2. 優先整備区間

優先整備区間は、北海道知事管理区間のうち、表 1-2 および図 1-2 に示す L=20.1km 区間とする。

表 1-2 優先整備区間一覧表

河川名	計画区間		
	上流端	下流端	延長(km)
斜里川	羅崩橋上流(SP7800)	海 (SP0)	7.8
猿間川	ホクレン取水堰下流 (SP7000)	斜里川合流点 (SP0)	7.0
幾品川	以久科橋上流 (SP2800)	猿間川合流点 (SP0)	2.8
秋の川	豊里川合流点より 約 1.1km 上流 (SP2500)	猿間川合流点 (SP0)	2.5

3. 河川整備計画の対象期間

本整備計画は、斜里川水系河川整備基本方針に則した河川整備が当面の目標であり、その対象期間は、河川整備計画策定から概ね 20 年間とする。

河川整備計画の目標水準は、想定される経済的条件、社会的条件、技術的条件のほか、本支川、上下流、左右岸の安全度等を勘案し決定するものである。

本計画は、これまでの災害の発生状況や現時点の課題や河道状況などに基づき策定されたものであり、災害の発生状況や社会経済状況の変化等にあわせ、適宜見直しを行うものとする。

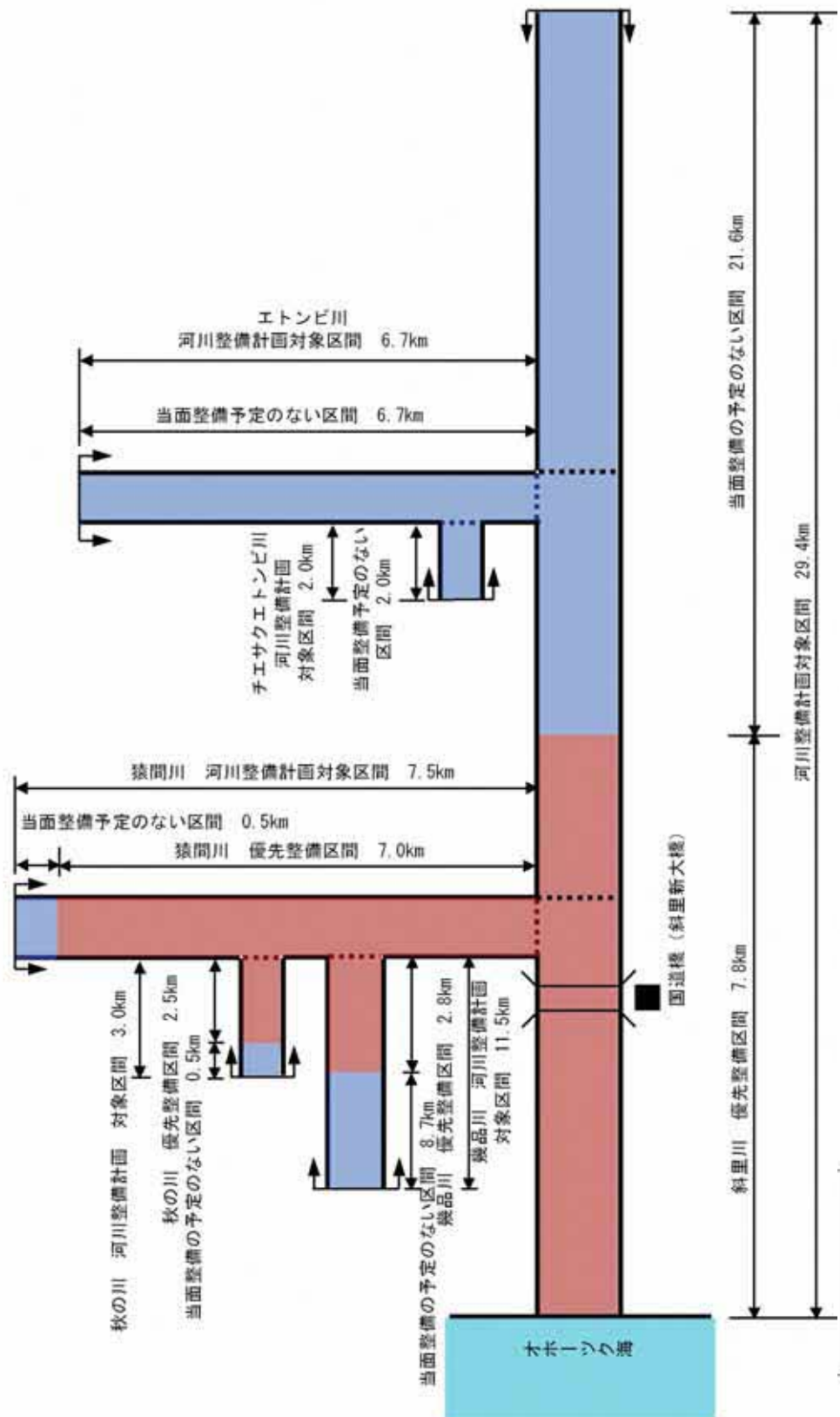


図 1-2 斜里川水系優先整備区間平面図

4．河川整備計画の目標

(1)洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

斜里川水系河川整備基本方針に基づき、斜里川流域の社会的・経済的な重要度と道内他河川との計画規模の整合を図りつつ、平成4年9月の既往最大洪水及び昭和50年8月の既往第2位洪水を踏まえ、河道掘削、護岸、堤防の新設により洪水の安全な流下を図る。

(2)河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境

の整備と保全に関する事項

1)流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の機能の維持に関しては、かんがい用水、上水道や工業用水として、許可水利権に基づいた取水が行われており、流域町村の生活基盤として極めて密接に関わっている状況を踏まえ、河川の利用状況や水量・水質の把握を継続するとともに、利水者や関係機関と連帯しながら、適正かつ合理的な水利用を目指すものとする。また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行う。

2)水質に関する目標

斜里川の水質については、現在の水質に著しい影響を与えないよう、これからも流量の把握に努め、現状の水質を悪化させる要因が認められる場合は、その水質改善について、関係機関との調整を図るものとする。

3)河川環境の整備と保全に関する事項

工事の実施にあたり、河川環境の整備と保全に関しては、サケやサクラマス（ヤマメ）等の魚類の生息空間となっている深淵や瀬、産卵床、カワセミ等の鳥類の営巣・生息場所となっている河畔林、ヨシ等の河岸植生など、良好な動植物の生息・生育環境に配慮し、河川環境の保全と整備に努める。

河川改修の実施にあたっては地域住民や各分野の専門家の意見もふまえつつ、治水上支障のない限り河畔林や現況低水路を保全することなど、治水と環境が調和した、後世に残すべき良好な河川環境となるよう配慮する。

4)河川空間の整備と保全に関する目標

河川空間の利用としては、漁業資源造成のためのサケ、サクラマス（ヤマメ）等の稚魚の放流や、釣り大会のためのサクラマス（ヤマメ）の幼魚の放流の他、地域住民の散策や釣りなど、自然とふれあう場として利用されているため、今後も沿川住民、自治体等と連携を図りながら適正な利用に努めるものとする。

第2章 河川工事の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の

施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の実施内容

(1) 目標流量

斜里川水系河川整備計画では、斜里川下流の市街地区（猿間川合流点下流）は既往第1位の平成4年9月洪水を対象とした流下能力が確保されている。それ以外の本川地区や支川については、既往第2位の昭和50年8月洪水を対象として、河道掘削、護岸、堤防の新設により洪水の安全な流下を図る。斜里川水系河川整備の目標流量は図2-1に示すとおりである。

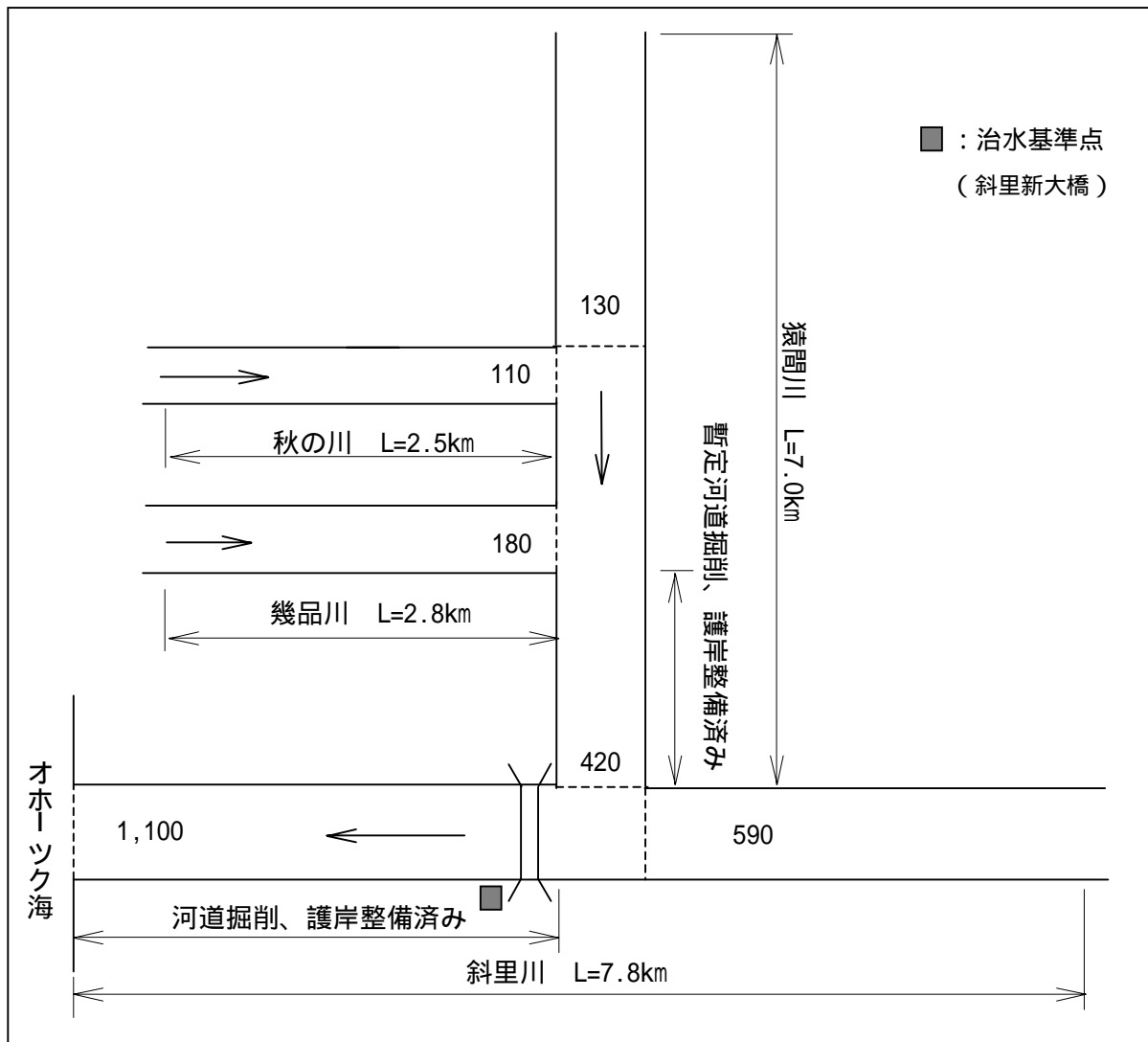


図2-1 整備計画目標流量配分図 (単位: m³/s)

(2) 河道計画

河道掘削、護岸、堤防の親切により洪水の安全な流下を図る。

主要な地点における計画高水位および川幅については、表 2-1 に示すとおりとする。これらについては附図に示す。

表 2-1 主要な地点における計画高水位一覧

河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅(m)
斜里川	斜里新大橋	2.4	4.57	約 180.0
	新拓橋	4.7	6.44	約 130.0
猿間川	峰陽橋	2.4	5.66	約 140.0
幾品川	大正橋	0.9	7.54	約 75.0
秋の川	秋の川橋	1.0	6.85	約 50.0

(注) T.P. : 東京湾中等潮位
2000 測地系

(3) 河川工事の内容

工事の実施にあたり、河道については瀬や淵の保全を図り、河畔林については極力保全および復元するものとし、周辺の景観と調和が保たれるように配慮する。

水量・水質・生態系等の保全については、きれいで豊かな水が流れ、魚のすむ川づくりを行うため、水量の確保、水質の改善等について関係機関との協議を行う。

また、地域住民の空間利用等と生態系の保全との調和を図っていくことが課題である。

河川工事の配慮については、以下のとおりとする。

【整備内容】

河道掘削、護岸、堤防の新設

【河川整備の実施に伴う配慮事項】

- ・ サケ、サクラマス（ヤマメ）、イトウ、オシロコマなどの産卵床や生息環境である瀬・淵を保全するため、現況河床の掘削は極力行わず、平水位以上の低水路掘削で対応する。
- ・ カワセミやオジロワシなどの鳥類およびサケ、サクラマス（ヤマメ）等の魚類の生息環境に配慮して極力、河畔林を保全し、やむを得ず伐採する場合においても、河畔林の連続性が保たれるよう配慮する。
- ・ カワセミの生息環境に配慮し、営巣している土壁や営巣可能な土壁、餌場として利用する山付き部の淵、周辺河畔林や河岸植生を極力保全する。
- ・ 護岸は、堤防や橋梁等の保護のための必要最小限の施工とし、極力現況河岸を保全するものとする。
- ・ 河川工事の施工時期については、サケ、サクラマス（ヤマメ）等の遡上や産卵時期およびオジロワシの営巣期などに配慮して極力、動植物に悪影響を与えないように努める。

【河川別整備内容】

(斜里川)

- ・ 既設堤防を生かした計画であるため、必要な河積の確保については、低水路掘削および河畔林の伐採箇所を片岸とすることによって、現況の河畔林を極力保全するとともに、河積に余裕のある箇所、生態系に重要な関わりを持つ山付け林などは極力保全する。
- ・ サケ、サクラマス(ヤマメ)やイトウなどの魚類の生息環境である瀬や淵、河床に配慮し、現況低水路を保全することを基本とする。特に猿間川合流点から上流部は緩い蛇行を繰り返しており、蛇行部では深い淵が形成されており、極力、現況低水路法線を尊重した平面形状とする。また、稚魚の生息環境に配慮し、高水敷のマウンドの掘削、高水敷の緩傾斜化を行う。

エゾオオヤマハコベやホザキシモツケについては、その生育環境の保全や移植に努める。

- ・ 川上橋上流では多様な環境が形成されており、カワセミ、ヤマセミの営巣土壁やイトウの生息環境として適した倒木環境が確認されるなど、貴重な生息環境となっていることから、極力、現在の河川環境を保全する。

河積確保のため環境改変を行う場合には、改変箇所の状況を十分把握した上で、工事時期の配慮と適切な方法による早期の環境復元に努める。

- ・ 整備計画区間の河床材料は、砂、泥炭を主体に構成されており、産卵に適した砂礫は、新拓橋下流部付近で見られる程度である。河床は低下傾向にあるため、河岸を緩傾斜化や帯工の設置などにより土砂の堆積を誘導する。

(猿間川)

- ・ 既設堤防を生かした計画であるため、必要な河積の確保については、低水路掘削および河畔林の伐採箇所を片岸とすることによって、現況の河畔林を極力保全する。
- ・ サケ、サクラマス(ヤマメ)やイトウなどの魚類の生息環境である瀬や淵、河床に配慮し、現況低水路を保全することを基本とする。また、必要な河積の確保については、斜里川と同様な方針とする。
- ・ 瑞穂橋上流右岸部の無堤区間の解消を図るため、堤防を新設する。
- ・ 東一線橋上流の高水敷にはホザキシモツケが群生しているが、洪水時には倒伏し、治水上の支障がないため、これを保全する。エゾオオヤマハコベやエゾスズシロなどについては、その生育環境の保全や移植に努める。

- ・ 河床材料は、砂礫、砂および泥炭などで構成される。坂下橋から上流部では、河床洗掘により、泥炭層が露出している箇所もみられる。また、当該河川は、過去の改修において河道の直線化が行われており、河床は平坦化しているため、水制工の設置や低水路の拡幅などにより、土砂の堆積の誘導やタチヤナギやヨシなどの植生により水際部の多様性を確保する。
- ・ 左岸山付け堤から上流左岸の河畔林は、ヤナギ類やシラカンバ、ケヤマハンノキなどが繁茂し、背後の山林へと連続しており、鳥類などの移動経路として重要であることから、極力、保全する。

（幾品川）

- ・ 既設堤防を生かした計画であるため、必要な河積の確保については、低水路掘削および河畔林の伐採箇所を片岸とすることによって、現況の河畔林を極力保全する。
- ・ 河床材料は、サケ、サクラマス（ヤマメ）等の産卵に適した粗礫で構成され、産卵床が数多く確認されている。また、中流、上流部では蛇行や砂州の形成がみられる。このため、魚類の産卵・生息環境の保全に配慮し、現況低水路の保全および帯工の設置等により、河床材料の流出防止を図る。
- ・ 両岸にはヤナギ類やケヤマハンノキなどの河畔林が水面を覆うように繁茂し、カワセミやオジロワシ等の鳥類の採餌や魚類の生息環境として重要であるため、河畔林の連続性が保たれるよう保全や復元を図る。
- ・ エゾオオヤマハコベやノダイオウについては、その生育環境の保全や移植に努める。

（秋の川）

- ・ 既設堤防を生かした計画であるため、必要な河積の確保については、低水路掘削および河畔林の伐採箇所を片岸とすることによって、現況の河畔林を極力保全する。
- ・ 無堤区間の解消を図るため、下流左岸部などに堤防を新設する。
- ・ 河床材料は、砂礫、泥炭などで構成され、サケ、サクラマス（ヤマメ）等の産卵床が数箇所確認されている。産卵環境の保全に配慮し、現況低水路を保全する。
- ・ 豊里川合流点付近の河畔林、背後に連続する防風林は、天然記念物であるオジロワシの営巣など、鳥類にとって貴重な生息環境となっていることから、これを極力保全する。
- ・ エゾオオヤマハコベやホザキシモツケについては、その生育環境の保全や移植に努める。

第2節 河川の維持の目的、種類および施工の場所

1. 維持管理の課題と基本方針

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、災害発生の防止、河川の適正な利用、河川管理施設の維持、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全など総合的な観点から適切な実施に努めるものとする。

また、河畔林については、治水上および環境上の機能や影響を考慮した上で、適正な管理を行う。

2. 計画的に取り組む維持管理

1) 河川の巡視及び点検

(1) 平常時の河川巡視

定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河川利用の状況、河岸や河道内の状況等を把握する。

(2) 出水時の河川巡視

降雨や河川水位の状況から、水防団待機水位やはん濫注意水位に達する恐れのある場合、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、安全が確認されるまで河川巡視を行う。

(3) 臨時点検

出水前後、地震後、津波後等に河川管理施設の総点検を実施し、被災状況を把握し、再度災害に備える。

2) 河川台帳の作成

河川管理者が河川管理施設の状況、河岸浸食、堆砂等の進行状況等を把握するため、河川台帳を作成し、河川管理の情報を継続的に整理し、適正な維持管理を行う。

3．河川区域の維持管理

1)河床の維持

長期の間又は出水により土砂が堆積し、洪水時の流下の阻害となるなど治水上支障となる場合は、必要に応じ掘削等の対策を講ずるものとする。また、河床の低下は護岸構造物の基礎が露出するなど災害の原因となるため早期発見に努めるとともに、河川管理上支障となる場合は適切な処理を行う。

2)伐採、除草の維持

流水の阻害や河川管理施設に影響を与える樹木は、動植物の生息及び生息地の状況や景観などに配慮し、極力河畔林の保全に努めるものとするが、流下能力等の不足している区間については、伐採を行う。なお、立木の伐採や除草にあたっては、必要に応じて学識経験者や地域住民などの意見をふまえ、適切な処理を行う。

4．堤防・護岸の維持管理

堤防、護岸については、法崩れ、亀裂、陥没等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

5．河川構造物の維持管理

樋門等の河川構造物は、適正に操作するとともに、機能を正常に維持するために春の融雪期や秋の増水期を迎える前に点検整備を行い、適切に管理する。

6．洪水時の対処方法

1)河川情報の提供

河川の水位や流域内の降雨等の河川情報は、洪水時の避難や濁水時の節水等を判断する基礎資料となることから、これらの情報を関係機関や住民に提供する。

2)地域や関係機関との連携

洪水時に河川が氾濫すると、流域内の人命・財産をはじめとして、多大な被害を生じることになる。そのため洪水発生時には、地域や関係機関との連携を密にし、洪水被害を防止・軽減するための水防活動を支援する。また、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。

7．水質事故防止の実施

油類や有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類や生態系のみならず、水利ユーザーにも多大な被害を与えることから、水質事故が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、迅速かつ適切な対応が必要となってくる。

このため、連絡体制を強化するとともに、水質事故に備え、常時から資機材の備蓄を行う。

8．自然環境・生態系の保全と調査

河川環境を特徴付ける生物の生息・生育状況を環境調査により把握・記録し、自然生態系の望ましい管理や工事に際しての配慮事項などを検討するための基礎材料とする。

9．住民に親しまれる河川管理の推進

河川特性のみならず、地域の特性や住民のニーズを反映させた河川整備の実施を目指し、地域住民の主体的参加の促進と参加機会の創出に努め、関係機関等との連携を強化するものとする。

10．他機関、他施策との連携等

農業等の河川事業以外の事業と連携し、総合的に事業を進める。

また、河川整備計画の実施にあたっては、流域住民ならびに関係機関と連携し、適切な管理に努めるものとする。

11．河川整備の情報提供

河川整備の情報については、流域住民等にその内容の公開・提供を行う。